

「医療費通知を活用した医療費控除申告簡素化」について

(厚労省 Q&A より抜粋)

- ①本医療費通知は、医療費控除の申告手続で医療費の明細書として使用することができます。なお、医療費控除の対象となる支出で、本医療費通知に記載されていないものがある場合には、別途領収書に基づいて「医療費控除の明細書」を作成し、その明細書を申告書に添付していただく必要があります(この場合、医療費領収書は確定申告期限から5年間保存する必要があります。)

- ②「支払った医療費の額」には、自己負担相当額が記載されています。なお、「支払った医療費の額」と実際にご自身が負担された額が異なる場合(公費負担医療や地方公共団体が実施する医療費助成、(家族)療養費、(家族)出産育児一時金、高額療養費がある場合など)があります。こうした場合には、例えば、「支払った医療費の額」欄に記載の額から公費負担医療の額を差し引く等、ご自身で額を訂正して申告いただく必要があります。

- ③医療費控除の申告に関することは、税務署にお問い合わせください。

- ④医療機関等の名称の欄が空白の場合は、領収書に基づいて医療費通知(原本)に必要な事項を補完記入していただくか、領収書に基づき作成した明細書を申告書に添付していただくこととなります。なお、申告者自身が作成した明細書を添付した場合には、医療費の領収書を申告者が5年間保存する必要があります。